

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、五郷土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成19年10月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 退任した役員

役員の種類	氏名	住所	退任年月日
理事	佐伯 直政	観音寺市大野原町井関564番地	平成18年3月31日
〃	大塚 喬三	〃 〃 〃 867番地	〃
〃	藤岡 勉	〃 〃 内野々480番地	〃
〃	平野 保久	〃 〃 有木88番地1	〃
〃	今井 康博	〃 〃 海老済402番地	〃
〃	宮崎 彰	〃 〃 田野々509番地1	〃
〃	松原 武義	〃 〃 〃 681番地1	〃
監事	藤川 茂	〃 〃 井関713番地	〃
〃	藤岡 賞	〃 〃 内野々54番地	〃
〃	向井 英昭	〃 〃 田野々162番地1	〃

2 就任した役員

役員の種類	氏名	住所	就任年月日
理事	藤岡 勉	観音寺市大野原町内野々480番地	平成18年4月1日
〃	大塚 喬三	〃 〃 井関867番地	〃
〃	今井 康博	〃 〃 海老済402番地	〃
〃	武田 大二朗	〃 〃 井関709番地	〃
〃	平岡 哲	〃 〃 有木20番地3	〃
〃	藤川 貢	〃 〃 田野々867番地1	〃
〃	藤田 博	〃 〃 〃 1008番地	〃
監事	藤岡 賞	〃 〃 内野々54番地	〃
〃	佐伯 昌輝	〃 〃 井関226番地	〃
〃	粟井 猛	〃 〃 田野々496番地1	〃